

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の定款34条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠意に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事は、この法人の職務を執行する場合は、理事会の決議による。

(代表理事)

第4条 代表理事は、理事長とする。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事は、常務理事とする。

(理事長)

第6条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 常務理事は事務局の事務を統括し、理事会の決議により理事長が定めるこの法人の業務を分担執行する。
 - (2) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。ただし、代表理事たる代表権に係る職務権限を除く。

第3章 補則

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センターの設立の登記の日から施行する。

(別表)理事の職務権限

決 裁 事 項		
項 目	決裁権者	
	理 事 長	常 務 理 事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○	
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○	
人事及び給与制度の内容に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張に関すること	○	
書面による契約の締結	○	
書面による契約金額の範囲内の実行		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円未満の支出		○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき3万円以上の支出	○	
研修会等の事業実施に関すること		○
会費に関すること	○	
職員の教育・研修に関すること		○
渉外に関すること	○	
福利厚生(役員含む)に関すること		○
金融機関を指定すること	○	
寄付に関すること	○	
訴訟に関すること	○	
外部に対する重要文書の発簡	○	
外部に対する上記以外文書の発簡		○